

改正概要

【改正理由】

■静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

週休2日推進工事には、発注者指定型と受注者希望型があり、当初設計額が3,500万円以上の工事については原則発注者指定型としている。その発注割合は、発注者指定型が3割、受注者希望型が7割程度で、週休2日達成率が高い発注者指定型の割合が少ない。

一方で、令和6年度から時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることから、週休2日の確保は急務となっている。

受注者側の意見としても、発注者指定型による発注で、事前に週休2日と決まっていれば、見積もり段階での協力会社との事前調整も進めやすいとの意見を頂いている。

そこで、週休2日推進工事では、当初設計金額によらず発注者指定型とするよう要領を改正し、発注者指定型を拡大することで週休2日達成率の向上を図る。

また、週休2日推進工事の対象外として発注した工事についても、契約後、受発注者間の協議により、対象とすることができることとする。

■【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

実施要領の改正にあわせ、Q&Aを修正する。

【改正箇所】

■静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領

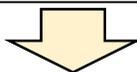
・対象工事

なお、(3)により対象外工事として発注した工事については、契約後、現場着手までに受発注者間協議を実施し、必要に応じて対象とすることができる。（追記）

・発注方式

(発注)

第4条 次のいずれかの方式により発注し、当初設計金額が3,500万円以上の工事については原則発注者指定型とする。



(発注)

第4条 発注者指定型により発注する。

■【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

受注者希望型に関するQA（Q4、Q5、Q9、Q10）を削除

【適用時期】

令和5年4月1日から積算するものに適用する。